

好間高校部活動方針

新高等学校学習指導要領総則（第1章第6款1のウ）

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1 部活動の位置付け

- (1) 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われることを基本とする。
- (3) スポーツや文化、科学等に親しませる。
- (4) 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する。
- (5) 生徒の4つの権利（①生きる権利 ②守られる権利 ③育つ権利 ④参加する権利）を総合的に保障する。

2 部活動の意義

- (1) 教育課程（授業、HR、特別活動等）との往還関係により学びがより強化され、主体的、協働的、深い学びにつながる。
- (2) 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (3) スポーツや文化の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって健康的で文化的な生活を継続する資質や能力を育てる。
- (4) 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- (5) 体力の向上や生徒の将来における健康長寿につながる。
- (6) 教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- (7) 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- (8) 競技力の向上や、スポーツの普及・発展に重要な役割を果たす。

3 適切な部活動休養日の設定

平日週1日及び土・日いずれかを月2日以上

- (1) 平日の休養日1日は生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施することとするが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断で一部の部活動のみ別日に設定することができることとする。
- (2) 土・日に大会等（遠征・合宿・練習試合を含む）が実施される場合は、年度内の別日に休養日を振り替えることとする。

- (3) 部活動単位で、部活動休養日を示したカレンダー等を作成し家庭に配布するなど、生徒が見通しをもって計画的に学習等を進めたり、活動したりできるようにする。
- (4) お盆期間や年末年始の学校閉庁日も、休養日とする。

4 適切な部活動練習時間の設定

平日2時間、休日3時間を上限とする

- (1) 生徒の学習時間等を確保するとともに教員の授業準備などの時間も十分に確保する。
- (2) 平日の大会あるいは土・日の大会等（遠征・合宿・練習試合を含む）は、練習時間の設定とは別に計画するが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設け、併せて教職員の多忙化解消も図ることとする。

5 大会等への参加の見直し

- (1) スポーツ医・科学的な観点等から、望ましい生活習慣の確立とバランスのとれた生活や成長に配慮し、生徒の健康・安全を第一に考えながら学校単位で参加する大会等の見直しをする。
- (2) 競技団体が主催する各種大会への参加については、教育課程に基づいて実施する行事等の日程を優先するとともに、生徒や家庭に過度な負担をかけることがないようにする。
- (3) 大会の主催者に対して、生徒や部活動顧問等の負担が過度にならないよう大会等の精選を図る。

6 保護者、地域との連携

部活動は、学校教育活動の一環として、教育課程との関連を図りながら実施することから、学校行事などと同様に、保護者や地域との理解や協力を得ることが必要である。日頃から信頼関係を構築し、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、休養日や活動時間を含めた計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれる。

○連携のポイント

- ・年度当初に、活動方針や年間計画を説明し、その後、定期的に練習計画等を周知する。
- ・保護者との連絡体制を構築し、緊急時の対応について確認する。
- ・保護者の経済的負担に配慮するとともに、必要な場合は、丁寧に説明する。

参照資料

- (1) 高等学校学習指導要領解説（文部科学省：平成30年7月）
- (2) 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁：平成30年3月）
- (3) 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁：平成30年12月）
- (4) 「運動部活動の在り方に関する方針」（福島県教育委員会 平成30年7月）
- (5) 教職員多忙化解消アクションプラン（2018～2020）（福島県教育委員会：平成30年2月）
- (6) 「子どもの権利とスポーツの原則」（日本ユニセフ：平成30年11月）